

高知県立高岡高等学校 生徒心得

高知県立高岡高等学校の生徒は、その本分である学業と心身の鍛錬に励み、常に高校生として社会の一員として、ふさわしい規律と秩序を守り、よりよい校風を樹立するように努めなければならない。本校生徒として守るべきことを次のとおり定める。

1. 一般的事項

- ① 毎日の学習や活動をとおして人格の完成を目指し努力をする。
- ② 敬愛と協力によって明るい学校生活を営み、深い教養を身につける努力をする。
- ③ 校則や社会の規律を守り、社会人として望ましい資質を養う。
- ④ 諸活動をとおして粘り強い精神力とたくましい体力を養う。

2. 校内生活

- ① お互いを尊重し節度を保ち、他人に不快感や迷惑を与えるような行動はとらないこと。規律を守り、協力の精神を忘れてはならない。
- ② 正しい言葉遣いに留意し粗暴な行動をつつしみ、誰にでも明るく挨拶をするように努める。来客や教職員に対する挨拶や会釈を励行する。
- ③ 校長室・職員室・事務室等への入室時は、服装を正してノック及び「失礼します」と挨拶をする。応答があってから入室し、名乗り、用件を伝える。
- ④ 靴箱・ロッカーなどを含め、身の回りを整理整頓して校内の美化、環境の整備に心がける。清掃分担区域は毎日清掃し、終了後は担当教員に報告する。全員協力して行う。
- ⑤ 全ての施設や備品等の公共物を大切に、破損・移動・紛失をしてはならない。万一、事故があったときは、直ちにホーム担任に届け出てその指示を受けること。また、エレベーターの使用はケガ等で階段移動が困難な場合や重量物の運搬などに限られる。いずれの場合も教員の指示に従って使用する。
- ⑥ 特別教室、特定の物品を使用するときは、担当教員の許可を得る。使用後は整理・整頓して報告する。また、校内のコンセントの個人使用を禁止する。
- ⑦ 貴重品は身につけるか預けるようにする。金銭や物品の貸借・売買・交換をしてはならない。また、生徒同士でおごったり、おごられたりする行為や全ての賭け事を禁止する。
- ⑧ ゴミの分別を徹底する。
- ⑨ 校舎内での飲食はHR教室内のみで行う。廊下や選択教室等では飲食禁止。
- ⑩ 始終の礼は正しく行う。
- ⑪ 授業と休み時間にメリハリをつけチャイムが鳴る前に行動する。

3. 学 習

- ① 教科及び特別活動に意欲をもって積極的に取り組み、真剣に努力をする。
- ② 常に真摯な学習態度を持ち、教室内では静粛に、よりよい学習環境をつくるよう努める。
- ③ 予習・復習を心がけ、宿題・課題等を完全に行い提出期限を守り学習効果をあげるように努める。
- ④ 正当の理由なく遅刻・早退・欠課をしてはならない。やむを得ない場合はホーム担任及び教科担任に申し出て了解を得る。
- ⑤ 自習時間は自ら学習することに専心し、周りに迷惑をかけない。

4. 携帯電話・スマートフォン等携帯端末の取り扱いについて

- ① 始業時間までに携帯情報端末（以下携帯端末）の電源を切り、カバンに入れるか教員に預ける。放課後であっても学校内では音を鳴らす、歩きながらの使用などを禁止する。
- ② 他者や学校等に関する誹謗中傷に該当する SNS 上での書き込み、無断で個人情報を公開するなどの迷惑行為は特別指導の対象とする。
- ③ 授業中や使用が認められていない時間に携帯端末を使用したり、カバンから出していたりした場合は（音が鳴った場合等も含む）年度当初に示した指導の対象とする。

5. 校外生活

- ① 校外であっても本校生徒としての自覚と誇りを持ち、服装や言動に注意し責任ある行動をする。
- ② 余暇を利用して、自己の向上充実に努力する。
- ③ アルバイトは事前に学校に届け出て、学校の指示を受けたうえで保護者の責任のもとに行うことができる。
- ④ 夜間の外出はできるだけ避け、安全に留意する。保護者同伴以外は、22時以降の外出禁止。行先・用務・帰宅時刻・連絡方法は保護者に告げておく。外泊は保護者の許可を得る。
- ⑤ パチンコ店、麻雀荘その他高校生にふさわしくない場所、未成年者の立ち入り禁止場所には立ち入らない。また、危険薬物使用及び薬品の過剰摂取、有機溶剤吸引、飲酒、喫煙等法律で禁止されている行為は絶対にしない。また、上記禁止物の所持も指導対象とする場合がある。

6. 登下校

- ① 登下校の際は定められた服装を着用する。
- ② 交通法規や交通道徳を守り、安全に留意し他人に迷惑をかけないように十分に注意する。
- ③ 始業までに教室に入り、登校後は許可なく外出しない。
- ④ 特別な事情で下校が遅れる場合は必ず保護者に連絡する。なお、学校警備が機械警備であるため施錠後は校舎内に立ち入ることはできない。
- ⑤ 自転車通学に関しては、本校の規程を守る。
- ⑥ バイク等、エンジン（モーター）付きの車両を運転しての通学は認めない（電動アシスト付き自転車は可）。

7. 自転車通学

自転車で通学する際には、交通法規を守り他の交通機関に十分注意し、安全と事故防止に努めなければならない。

- ① 自転車通学を希望する生徒は自転車通学許可願を提出し、学校の許可を受けなければならない。
- ② 通学自転車には登録番号票（ステッカー）を貼付し、通学自転車変更時は生徒指導部に申し出る。
- ③ 通学自転車は常に点検し故障した自転車を使用してはならない。（ブレーキ・ライト・スタンド・ベル・リフレクター等）。変形ハンドルは禁止する。また、いつでもヘルメットを着用できるようにヘルメットを保有しておく。
- ④ 登校後は校内の駐輪場に整頓して施錠後、駐輪する。
- ⑤ 信号遵守、二人乗り禁止、左側通行、夜間点灯など交通規則を守り通学する。イヤホン・ヘッドホンを着用しての運転や、携帯端末を使用しながらの運転、傘さし運転、並列走行など法律で禁止されていることをしてはならない。なお、雨天時は必ず雨合羽（レインコート）を着用する。
- ⑥ 注意事項が守られない場合は自転車通学を制限、または禁止する場合がある。

8. 服装等

服装、身だしなみ、言葉遣い等はその人の人柄を表すものであり、個人の態度がそのまま評価につながることもある。本校生徒として、一人一人が責任ある行動をとらなければならない。服装等について次のように定める。なお、異装は別に定める様式により、その都度許可を受けるものとする。

① 冬季

〈α型〉 学生服、ワイシャツ、スラックス

〈β型〉 ブレザー、ブラウス、スカートまたはスラックス(特別注文)

夏季

〈α型〉 ワイシャツ、スラックス

〈β型〉 ブラウス、スカートまたはスラックス(特別注文)

年間

ベルトは標準的なものとする。

スカート丈は膝の中心で、極端な長短は認めない。

靴下の色は白・黒・紺・グレー（無地・ワンポイント・ワンラインは認める）。

ストッキング、タイツは黒又はベージュ色。

制服着用時は中に着ているもの等が見えないようにする。

② コート・防寒着

通常時の登下校は制服以外認めない。ただし、冬季においては防寒が必要な場合のみ学生服・ブレザー着用のうえ、コートや防寒着（マフラー・ネックウォーマー・手袋等）の着用を登下校時に認める。学生服からはみ出すようなもの（パーカーなど）は認めない。校舎内での着用は認めない。（生徒昇降口で脱ぎ着する）色、型は奇抜・派手でないもの。

部活動中のウインドブレイカー等は認める。（部活動顧問が許可したもの）

- ③ 通学靴は運動靴など。ブーツ・サンダルなどは認めない。（体育時はハイカット禁止）
- ④ 校舎内でのジャージ、実習服の着用は特別な指示がなければ着用しない。
- ⑤ 朝練習・休日・長期休業中の部活動時のみ指定ジャージ及び部活動顧問が許可した服装での登下校を認める。

9. 頭髪・その他

- ① 髪型は高校生の品位を保ち、社会から信頼される（いつでも企業や上級学校で面接できるような）スタイルとする。また、極端な刈上げなど奇抜ととらえられる髪型を禁止する。
- ② 頭髪の染色・パーマ・エクステンション・その他の加工については認めない。ただし、個人的事情がある場合は、生徒指導部教員に申し出て、行うことができる。
- ③ 髪留め類の色は黒・紺・茶などとし、派手なものや大きなものは避ける。
- ④ ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット・イヤリング・カラーコンタクトレンズなどは認めない。
- ⑤ 化粧・有色リップクリーム及びマニキュア・つけ爪などは認めない。

10. 所持品

- ① 通学及び外出する時は、常に本校の「生徒証明書」を携帯する。
- ② 不必要な金品は所持しない。
- ③ 所持品には必ず記名をする。
- ④ 所持品を紛失した時及び遺失物を発見した時は直ちに教員に届ける。
- ⑤ 学校生活に特に必要としない物の校内持ち込みを禁止する。場合によっては生徒指導部で預かる場合がある。

11. 諸願・諸届

- ① 諸願・届は、保護者からホーム担任を通して校長宛てに提出する。
- ② 願を要するものは、次のとおりである。
(休学・転学・退学・復学・自転車通学・アルバイト・異装・諸証明書等)
- ③ 届を要するものは、原則として次のとおりである。
(欠席・遅刻・早退・忌引・住所変更・氏名変更)

12. 運転免許取得

- ① 原付一種バイクの運転免許取得について保護者の要請があった場合は、学校(生徒指導部、担任)、保護者、本人の4者で面談し取得願を提出したうえで長期休業期間中のみ取得を認める(取得した者は誓約書を提出する)。ただし、原付一種免許以外は認めない。なお、原付一種バイクによる通学は原則として禁止とする。
- ② 運転免許(原則普通運転免許)取得については、第3学年において原則として次の各号をすべて満たし、所定の運転免許取得届を学校へ提出した者に認める。
 - (1) 進路が内定、または内定と同等と認められる場合。
 - (2) 直前の学習成績、または評定において卒業見込みを有する場合。
- ③ 自動車学校(教習所も含む)へ入校または運転免許一般受験が認められた時は、次の各号を守る。
 - (1) 自動車学校への入校ができる時期については、就職内定者のうち企業から免許取得を要請された生徒は、第3学年2学期中間試験終了後、その他の生徒は第3学年2学期期末試験終了後である。
 - (2) 入校せずに運転免許一般受験(いわゆる一発受験)を希望する生徒は、原則卒業後の受験とするが、卒業前に必要のある者は必ず事前に生徒指導部に相談する。
 - (3) 教習、検定を受けることを目的に学校を欠席・遅刻・早退をしない。
 - (4) 定期試験発表日から試験終了日までの期間、教習は休む。
 - (5) 運転免許を取得した時は、すみやかにホーム担任・生徒指導部に申し出る。
- ④ 運転免許を取得しても卒業までは運転はしない。免許証は保護者に責任を持って預かってもらう。

13. アルバイト

- ① アルバイトを希望する場合は、保護者の同意と責任のもと事前にアルバイト届を提出する。
- ② アルバイトを行う時は、学習や学校生活等に支障のないことを条件にする。ただし、次の場合は禁止する。
 - (1) 定期試験発表日から試験最終日までの期間
 - (2) 問題行動にともなう特別指導を受ける期間
 - (3) ホーム担任から特に禁止の指導を受けた期間
 - (4) 1年次の1学期終業式まで
 - (5) 成績が危ぶまれる場合
 - (6) 飲酒をメインとして経営している店（居酒屋、バー等）・性風俗営業店及び18才未満の立ち入りが禁止となっている場所での就労
 - (7) 重労働及び危険をとまなうもの
- ③ 帰宅が22時以降にならない。
- ④ 休日・祝祭日及び長期休業期間においては、1日8時間以上の労働にならないようにする。
- ⑤ 身体に疲労感や異常を感じた時は、すみやかに中止する。

14. その他

- ① 各種証明や学割などを必要とするときは、「発行願」を前日の午前中までに提出する。
- ② 運転免許に関することはホーム担任を通じて問い合わせる。
- ③ 無断で他人の写真や映像を撮影するなど、肖像権を侵害する行為を禁止する。
- ④ 選挙運動、政治活動については公職選挙法等・法令に違反することのないようにする。
(18歳未満の選挙運動は禁止)
- ⑤ 校内での宗教勧誘はしない。
- ⑥ うえの①～⑤の他、社会の信頼を損うような行為を慎むとともに、反社会的行為に加担することを厳重に禁止する。記載のない事項についても本校生徒として望ましくない行為や態度については、ケースに応じて生徒指導の対象となることがある。